

川越市教育委員会名義使用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公共団体、社会教育関係団体等が市民の学術及び文化の向上、社会福祉の増進に関する事業を実施する場合において、川越市教育委員会の名義を後援又は共催として使用すること（以下「名義使用」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 事業の趣旨や内容に賛同することをいう。
- (2) 共催 事業の趣旨や内容に賛同し、当該事業の企画又は運営に参加することをいう。

(許可基準)

第3条 教育長は、原則として市内で開催され、かつ、次の各号のいずれかに該当する事業と認められるときは、名義使用を許可することができる。

- (1) 社会教育活動と認められるとき。
- (2) 芸術・文化活動と認められるとき。
- (3) 青少年育成活動と認められるとき。
- (4) 市民性の向上を目的にしていると認められるとき。
- (5) その他教育委員会が適当と認めるとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、教育長は、名義使用を許可しないものとする。

- (1) 主催者が、規約等を作成していないとき、又は事業内容等が明らかでないときと認められるとき。
- (2) 営利を目的とする事業又は営利に深く関係を有する事業であると認められるとき。
- (3) 政治団体若しくは宗教団体が主催する事業であるとき又は政治活動若

しくは宗教活動を目的とする事業であると認められるとき。

- (4) 公序良俗に反する事業であると認められるとき。
- (5) 主催者が事業を遂行できる能力を持たないと認められるとき。
- (6) 原則として、全市的組織及び広域的な組織を有しないと認められるとき。
- (7) 高額な入場料を徴収する事業であるとき。
- (8) 特定団体の会員拡張を目的とした事業であると認められるとき。
- (9) 過去に教育委員会が後援したもので、市民の申し出等により前各号に掲げる許可できない事由に抵触したことが明白な場合。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育長が適当でないとき。

(許可申請等)

第4条 名義使用の許可を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、事業の実施予定日の1月前までに川越市教育委員会後援等名義使用許可申請書（様式第1号又は様式第2号）により教育長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、教育長は、必要があると認めるときは、申請者から当該事業に係る資料の提出を求めることができる。

(許可通知等)

第5条 教育長は、第4条の規定による申請があったときは、申請内容を審査のうえ、その可否を決定し、川越市教育委員会後援等名義使用申請結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 第4条第1項の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）は、申請内容を変更したときは、速やかに川越市教育委員会後援等名義使用内容変更届書（様式第4号）を提出しなければならない。

(許可の取消し)

第6条 教育長は、名義使用の許可を受けた事業又は第5条第2項の申請内容の変更が第3条の許可基準に反すると認められる場合は、第4条第1項の許可を取り消すことができる。この場合において、教育長は、適切な処置をとるよう許可事業者に要請するものとする。

2 教育長は、前項の規定による取消しをしたときは、川越市教育委員会後援等名義使用許可取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 第1項の規定により許可を取り消された許可事業者は、第4条第1項の許可を申請することができない。

（許可事業者の義務）

第7条 許可事業者は、事業を実施する場合は、会場となる施設等における安全の確保について必要な措置を講じなければならない。

（実績報告書）

第8条 許可事業者は、事業が終了したときは、その結果を事業終了後3週間以内に川越市教育委員会後援等名義使用実績報告書（様式第6号）により教育長に報告しなければならない。

附 則

この要綱は、平成13年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年 6月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 1月 1日から施行する。